

第15日

平成22年6月24日（木）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第51号議案ほか3件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

○総務文教常任委員長（桑野博明君） おはようございます。では、委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました第51号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第51号議案朝倉市民バスの実証運行に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、朝倉市民バスの実証運行を平成22年3月31日で終了したことに伴い、朝倉市民バスの実証運行に関する条例を廃止するものであります。

執行部の説明によりますと、昨年10月から、ことし3月までの6カ月間実施しておりました市民バスの実証運行期間が終了したことに伴う条例廃止ということであります。

なお、この実証運行が目標人員を下回り、本格運行及び2回目の実証運行の実施を断念したこと、市街地巡回バスの代替手段としては、既存の路線バスのルートの一部変更などにより、市街地における交通機能及び利便性の確保がなされているとのこととあります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案朝倉市暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、暴力団の排除を推進し、市民等の安全で平穏な生活の確保及び市内における社会経済活動の健全な発展を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、福岡県では、暴力団排除条例が制定され、4月から施行されています。これを受け、福岡県から県内の市町村に対し、同様に取り組みを進めていくよう要請があり、既に県内60の市町村のうち53市町村が3月議会で条例を制定し、本市を含めた残り7市町村が6月議会で上程を行い、条例の制定を予定しているところであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、第57号議案財産の処分についてであります。

本案は、善光寺自治会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、当該物件は善光寺公民館用地で、昭和62年当時、地区は法人格を持たず、地区名で不動産登記ができなかったため、町に寄附されておりました。その後、平成3年に自治法が改正され、自治会などの地縁団体も法人格が取得可能となり、不動産登記ができるようになりました。善光寺自治会においては、本年3月、地縁団体善光寺自治会として法人格を取得し、不動産登記ができるようになったため、今回無償譲渡するということであります。

本委員会といたしましては、これら執行部説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第59号議案工事請負契約の締結についてであります。

本案は、朝倉東小学校の校舎大規模改造建築主体工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、平成21年度に耐震診断及び実施設計を行い、今年度耐震化及び大規模改造工事を施工するもので、工事請負金額は2億5,224万2,550円、工事請負人は株式会社古賀組で、5月28日に入札を行い、仮契約をしております。入札につきましては、予定価格、最低制限価格の事前公表を行っておりましたが、8社全社が最低制限価格で入札をしましたので、抽選によって工事請負人を決定したとのことであります。

本委員会といたしましては、夏休み期間中に工事を集中的に行うなど、児童の安全確保を確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いを申し上げて、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第51号議案朝倉市民バスの実証運行に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案朝倉市暴力団排除条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。11番平田悌子議員。

11番（平田悌子君） 討論ですが、11番ですが、訂正をいたします。

委員長報告の中で、「善光寺」を「ゼンドウジ」と言われました。「善光寺」の誤りでございます。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第47号議案ほか1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第47号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第47号議案専決処分について（平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）であります。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しましたことにより、平成20年3月診療分に係る過誤調整等を平成22年度までに精算し、終了するもので、本件は歳入歳出にそれぞれ27万2,000円を追加するものであります。平成21年度の老人保健医療費の確定に伴い、その財源となる国の負担金の交付時期が平成22年度となっております。そのため平成21年度の歳入が不足し、平成22年度予算において、繰り上げ充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

本委員会といたしましては、本件は予算執行上、適正な措置であると認め、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第53号議案朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、就学前の子どもの医療費を無料にすることに伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものです。乳幼児医療費の支給に関しましては、小学校就学前の児童を対象としており、現行は3歳未満は無料であり、3歳から小学校就学前の児童は通院について1診療機関ごとに月600円まで、入院については1日に500円で月7日3,500円までの自己負担がありますが、今回の改正で小学校就学前の児童に対して自己負担分まで助成を拡大し、無料とすることとしています。

本委員会といたしましては、本件は子育て支援、少子化への対策として進められるものであり、その内容を了として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) それでは、第47号議案専決処分について(平成22年度朝倉市老人保健特別会計補正予算(第1号)について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第53号議案朝倉市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第49号議案ほか7件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 富田栄一君登壇)

○建設経済常任委員長(富田栄一君) ただいま議題となりました第49号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第49号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

本市の工業用水は、すべてキンビール福岡工場に給水されておりますが、現在の送水管は老朽化に伴い漏水が増加しており、現在の送水管ルートとは別に新ルートの検討を行うため、資本的支出に実施詳細設計委託料として3,200万円の補正を行うものであり、将来的には現在の送水管と併用での送水を検討しているとのことであります。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするとのことでもあります。

本委員会といたしましては、今後における安定した送水を行うための補正であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、資本的収入に一般会計からの出資金及び負担金として4,600万円を、支出に9,700万円が計上されており、支出の内容として、松の木団地建てかえに伴う配水管布設工事費3,000万円、甘木水道と杷木水道の統合に伴い、持丸浄水場で一元的に監視できる浄水場監視制御施設統合の工事費3,200万円、東田橋水管橋の実施設計委託料2,000万円、浄水場のフロキュレータ取りかえ工事費1,500万円であります。

なお、資本的収支額が支出額に対して不足する額5,100万円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするとのことでもあります。また、債務負担行為として、福岡県南広域水道事業団への朝倉系送水施設建設負担金として、平成44年度まで協議書に基づく負担金の補正で、平成27年度完成予定の小石原ダムからの取水により、負担金の額の変更があるとのことでもありました。

本委員会といたしましては、事業推進において必要な補正であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第52号議案朝倉市三奈木地区振興基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

本件は、三奈木地区の振興のために三奈木地区振興基金の全部を処分したので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、本年の3月議会で三奈木地区振興基金を全部処分するために条例の一部を改正いたしました。平成22年3月26日に三奈木地区振興管理会に基金返還の手続きが済んだため、条例を廃止するということでもあります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第54号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、平成22年総務省令第28号が施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、本条例は、朝倉市内の林田工業団地を除く杷木地域に企業が進出した場合、固定資産税の課税減免措置等を行うことができることをこの条例で規定していますが、自治体においては減収になるため、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令で、国が自

治体の減収分を交付税等で措置していますが、その適用期限が1年間延長されたため、この条例の適用期間を1年間延長することとなります。また、過疎法の改正に伴い、対象事業所について、ソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改めるものとなります。

本委員会といたしましては、関係法令の改正に伴う手続きであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第56号議案朝倉市特別用途地区建築条例の制定についてであります。

本件は、原鶴地域の観光振興の充実を図るため、特別用途地区（観光地区）を指定することに伴い、当該地区内における建築物の建築の制限、または禁止に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものとなります。

執行部の説明によりますと、原鶴地区を特別用途地区に指定することで、原鶴地区の土地利用の方向性を明確に定め、具体的な土地利用の制限等を定めるものとなりますが、温泉観光地原鶴の特性に相応しい環境を保護することを目的として、保護に支障をきたす建築物の建築及び利用用途の変更を防止するために、特別用途地区に建築可能な建築物を条例で定めるとのこととなります。具体的には、床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物や風営法第2条第6項に該当する営業を行う施設、学校、児童福祉施設、病院、診療所、図書館などの建築を制限するものとなります。

本委員会といたしましては、将来にわたり原鶴地区の建築物への制限がかかるため、現在の建築物との整合性を図り、住民との十分な協議ができているか執行部の見解を質したところとなりますが、説明によりますと、特別用途地区の指定及び建築物の制限等については、平成22年1月より住民への閲覧と合わせ、市のホームページ及び広報紙への掲載、関係地区での住民説明会を行い、また5月には都市計画法に基づく法定縦覧を行い、関係住民等の意見を十分に求めてきたとのことでした。

本委員会の結論といたしましては、原鶴地区の特別用途地区の指定に伴う条例の制定であります。原鶴地区が今後とも環境のよい温泉観光地として、さらに発展することを切望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第58号議案財産の処分についてであります。

本件は、三島地区自治会、久重自治会、下古毛1組区自治会、下古毛2区自治会及び下古毛三区自治会に財産を無償で処分するに当たり、議会の議決を求めるものとなります。

財産の処分についての経過であります。執行部の説明によりますと、市道山田・黒川線改良事業に伴い、その沿線の用地買収を計画していましたが、沿線の一部の土地は203名名義の土地でありました。そこで関係書類等を確認する中で、この土地については、古毛区所有の区有林資格規約決議書により古毛区所有の土地であることが判明したため、法務局との協議の結果、昭和22年発令のポツダム政令を適用し、地元古毛区には5つの地縁団体として自治会を設立してもらい、土地を1度朝倉市へ帰属させ、道路用地分だけを分筆し、残地を再び地元区に名義変更することで関係区に説明し、同意を得て、事業を推進

していたところであります。今回、改良事業において道路用地が確定したため、残地について地元区に処分するものでありますが、処分する財産といたしましては、朝倉市山田字小鹿谷1507番地1及び1553番地1の保安林面積4万3,042平方メートルについて、5つの自治会に対し、持ち分5分の1ずつで無償譲渡するとのことであります。

本委員会といたしましては、山田・黒川線の改良事業の推進において、地元区との手続き上、必要な措置であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第60号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した交通事故により損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。内容といたしましては、平成22年3月8日14時20分ごろ、国道322号を公用車で走行中、右側から国道322号へ進入してきた被害者の運転する軽トラックの左前部と公用車の右横部が接触し、損害を与えたとのことであります。

なお、和解契約につきましては、市が相手方に対して、過失相殺により損害賠償金1割として、1万1,000円を支払うことで和解が成立し、全額保険で処理されるということでもあります。

本委員会といたしましては、公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも、今後とも事故防止に努めることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第61号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線の概要であります。堂ノ前2号線につきましては、汚泥再生処理センター建設に伴う地元条件整備事業により整備された道路を認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

○6番（田中保光君） 50号議案の中で、報告の中で、平成27年度完成予定の小石原ダムが正式でございまして、報告では22年の完成ということでありましたので、27年に訂正をさせていただきます。

○議長（柴田裕隆君） 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第49号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案朝倉市三奈木地区振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案朝倉市特別用途地区建築条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案交通事故による損賠賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた22請願第1号ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 桑野博明君登壇)

○総務文教常任委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました22請願第1号ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、22請願第1号永住外国人地方参政権付与に関する請願書についてであります。

本件は、永住外国人の地方参政権付与については個人の尊厳を尊重しつつも慎重に議論していただきたいとのことであります。審査に当たりましては、執行部の出席を求め、外国人参政権付与についての問題点などの説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、まず、永住外国人には在留期間の長さなどの事情を考慮して法務大臣が許可する一般永住者と、日本が降伏文書に調印した1945年9月以前から日本に住む朝鮮半島、台湾出身者と、その子孫である特別永住者に分けられるとのことであり、永住外国人の範囲にも議論が分かれていること。さらに、憲法の解釈においても、外国人への地方参政権付与は保障されないとする説と許容されるとの説に分かれることなど、幾つかの論点があり、時間をかけて十分な国民的議論が必要であるとのことであります。

本委員会といたしましては、永住外国人の地方参政権付与についてはさまざまな問題点があり、時間をかけた十分な国民的議論が必要であり、個人の尊厳を尊重しつつも慎重に議論を要する観点から、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、22請願第4号30人以下学級の実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書採択のための請願書についてであります。

本請願は、1、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること、2、教育職員の人材を確保するための給与改善を行うこと、3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担割合を2分の1に復元することの3つの事項を求める意見書を国の関係機関に提出してほしいというものであります。

本委員会といたしましては、審査に当たって、まず、教育委員会事務局から、次期教職員定数改善計画、義務教育費国庫負担制度における国の動向等の説明を受けたところであります。説明によりますと、毎年開催されております全国都市教育長協議会の定期総会においても、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期するということが及び義

義務教育費国庫負担制度を堅持することが決議され、国に対して要望がなされているということでもあります。また、義務教育費国庫負担制度は、全国すべての公立学校が必要な教職員を確保し、市町村、都道府県の経済的な格差により、教職員配置や給与水準の不均衡を生じさせない目的を持ち、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための重要な制度であり、請願の趣旨に賛同すべきものがあるとのことでもあります。

以上のような説明を参考にし、慎重に審査を行ったところではありますが、本委員会といたしましては、請願項目の1と3、30人以下学級の実現及び義務教育費国庫負担制度拡充については、子どもたちの基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図り、あわせて、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から趣旨に賛同するとし、全員異議なく採択することに決しました。しかしながら、請願項目の2、教員給与改善につきましては、教職員の資質向上のため人材を確保することは必要ではありますが、行財政改革が行われている現状を考えると、また、現在の厳しい経済情勢の中、教員のみ給与改善を行うことは理解を得られないのではとの意見が出され、全員一致により、不採択すべきものと決したところでもあります。

以上の結論の内容から、22請願第4号につきましては、全員異議なく一部採択することに決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、22請願第1号及び第4号の一部採択の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（柴田裕隆君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、22請願第1号永住外国人地方参政権付与に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見はありますか。13番矢野公子議員。

13番（矢野公子君） 説明はよくわかりました。十分な論議がされたこともよくわかりましたが、永住外国人に対して、納税の義務は課しておるわけですので、地方参政権も付与すべきではないかと考えております。ですから、採択ではなく、不採択という意見を持っております。

○議長（柴田裕隆君） ほかにありませんか。18番草場重正議員。

18番（草場重正君） 永住外国人地方参政権付与に関する請願について、賛成の立場か

ら討論を申し上げます。

民主党の連立政権は、現在、永住外国人に地方参政権を付与する法改正を検討しております。しかしながら、地方参政権とはいえ、地方公共団体は我が国の安全保障や国家100年の体系である教育、エネルギー、食料問題など、国家の存立や重要事項と密接にかかわっており、我が国の忠誠義務のない外国人、また、我が国と国益を異にする外国人に参政権を与えることは極めて無防備すぎます。参政権は憲法15条1項にも明記されているように、国家と運命を共にする国民に与えられた固有の権利であります。国家の将来に責任をとる義務を負う国民に与えられた特別な権利であります。したがって、憲法の規定にも反するような参政権の付与については、官民挙げての議論や国民の十分な理解が必要であり、それを抜きにして法案を提出することは、まさに国民主権の蹂躪であります。

今回の民主党法案は、戦前から我が国に住んでいた外国人やその子孫である特別永住者だけではなく、近年、四、五万人ずつふえている一般永住者にまで参政権付与が検討されております。既に永住者は91万人の数であり、有権者は70万人以上と見られております。数十年後には数百万人の外国人が有権者になることが予想をされております。そうなりますと、完全に国民主権の政治は崩壊をしてしまいます。選挙権を得た外国人による政治活動が活発化し、各国からの内政干渉を招く恐れも予想されます。そうなりますと、我が国の政治というのが立ち行かなくなる可能性が極めて大であると考えられます。我が国では、有権者は3カ月以上同じ市町村に住めば、その市町村で選挙権を得ることができる制度になっております。我が国の防衛上の要であります国境の町、あるいは島、領土がねらわれる可能性も考えられないこともありません。御承知のように、尖閣諸島を有する石垣市、韓国と国境を接する対馬市、台湾と国境を接する与那国町に外国人の永住者が人口以上の数で住民登録すれば、石垣、対馬、与那国は完全に手中に収められてしまう恐れがあります。そのようになれば、領土や財産は奪われ、半世紀を経過しても解決しない第2の北方領土と化する危険性がありますので、この請願に賛成するものであります。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） この請願の趣旨については、慎重に対応していただきますよう意見書の採択というふうになっておりますので、私としては、結論としましては賛成の立場をとらせていただきますが、なぜかと申しますと、これは継続審議にならない限り、常任委員会報告では賛否どちらかで判断せざるを得ないということになっているようでございます。本来でしたら、継続審議を望みたいところでございます。この文書に表記されておりますことについて、予想される可能性がある、危険性があるという表記が非常に多いわけでございますが、永住外国人に対する参政権付与の問題は、過去の歴史にもかかわる大変デリケートな政策課題の一つであるというふうに考えております。懸念されるということだけではなく、そしてまた、私は、自民党政権だから、民主党政権だからということにかかわらず、そして両方の側面から、さまざまな国際的な視点での議論も必要であろう

というふうに考えております。委員長報告の中でさまざまな議論がされたという報告もいただきましたので、結論としては賛成の立場をとらせていただきますけれども、大変これは重要な課題であるということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柴田裕隆君） 起立多数であります。よって、22請願第1号は採択することに決しました。

次に、22請願第4号30人以下学級の実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書の採択のための請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり一部採択することに決しました。

次に、環境民生常任委員長に付託していた22請願第2号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました22請願第2号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の結果及び結論について、簡潔に御報告いたします。

22請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する請願書についてであります。

審査に当たりましては、執行部から実態や動向について説明を受けたところであります。選択的夫婦別姓制度とは、民法第750条に「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」となっております。現在の制度に加え、婚姻時に両者の姓を統一せず、夫婦それぞれが婚姻前の姓を名乗ることも認めるものです。この夫婦別姓の論議の背景には、女性の社会進出、また平成8年に法務大臣の諮問機関である法制審議会が民法の一部を改正する法律案要綱を答申したことや平成17年の第2次男女共同参画基本計画等が

上げられています。以来、改正法案の国会提出が見送られたり、提出されても審議されないまま廃案となっており、いまだ賛否両論があり、論争が続いているところです。

本委員会といたしましては、婚姻時の改姓による社会的な不便、不利が指摘されているところですが、世論が分かれている中での法制化が選択的とはいえ、別姓を望む人だけに関係するとは考えがたく、日本の家族制度に対する影響などの社会的影響を危惧し、さらなる議論の必要性を認める観点から、本請願の趣旨に賛同し、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、22請願第2号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了します。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、22請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 反対の立場から意見を述べます。

理由は3点あります。

まず、請願理由で述べてある、同一姓で家族関係が保てるというのは、このことに関しては論外だと思います。家族一人一人が個として、個人として尊重し合う人権意識こそ、家族関係は保たれるものであります。

2つ目、選択的夫婦別姓の制度化に関しては、男性も女性も成人すれば、結婚前に社会的にも経済的にも自立した生活を営むことは当然のことです。結婚後もその生活を続ける中で、それまでの名前を名乗ることが男性も女性にとっても経済的活動の中で、あるいは社会的活動の中で都合がよいとして選択する人がいれば、それは法で認めるときが来ていると思います。背景にはもちろん女子差別撤廃条約や男女共同参画基本法があることは言うまでもありません。

3つ目です。結婚で、生まれてきたときから、ずっと使ってきた姓を変えることは人格を否定されたように感じたこともあります。感じない人もいると思いますが、同一姓で不都合な人に、一律同一姓でなければならぬと強制すべきときではないと感じております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。7番富田栄一議員。

○7番（富田栄一君） 私は請願書に賛成の立場で意見を申し上げます。

今、言われましたように個々人のそれぞれの人権とかですね、自立するとか、それから、今の私たちというのも大事かもしれませんが、私は、朝倉市は人に優しい朝倉市であってほしいと思っています。だからこそ、日本もそういう日本であってほしいと。何を申したいかというのは、生まれてくる子どもに対して、子どもに迷わせるというか、何で違うんだろうと迷わせることをさせたくないというのが一番です。子どもに選択する権利というか、権利はもちろんです、判断する能力もありません。ならば、同じ姓の中でのいると。その夫婦の愛の中に子どもがしっかりといるというのをですね、わからせる家族。そのためには同じ姓のがいいんではないかと。早急に分かれていくというのは、まだまだ早すぎるんではないかなと思っています。日本の国が子どもを真剣に育てるという制度ができたならば、また、それは変わらましようけれども、今のままで、すぐに夫婦別姓というのは、今の自分たちの権利からいくとそうでしょうけど、子どもの権利からいくと、ちょっと違うんではないかなと私自身は思っております。そういう意味で、請願書に対して賛成をいたします。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。5番柴山恭子議員。

○5番（柴山恭子君） 賛成の立場から討論させていただきます。

我が国は夫婦仲よく子どもを慈しみながら育てるとというのが伝統であります。現に子どもが生まれると、外国とは違いまして、日本ではそれぞれお父さん、お母さんと呼びます。これは子どもを中心としたものであります。日本の国ほど、これほど子どもを大切に育てようとする国が、子どもを親とは違う姓にしてしまうというような制度に対して、とても賛成はできませんし、世界に誇れるこの日本の戸籍制度を壊してしまうようなことに対しても反対しますので、この請願に対して賛成意見といたします。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。2番師岡愛美議員。

○2番（師岡愛美君） 私は、この意見書には反対の立場で臨ませていただきたいと思えます。

まず、請願の要旨についてですけれども、家族が同じ姓を名乗る家庭だけが健全な心を持つ子どもを育てていくというふうな記述がございます。しかしながら、私はさまざまな事情で養護施設などで成長する子どもたちがいることを知っております。この子どもたちは施設全体を一つの家族、家庭として生活を営んでいるわけです。また、里親制度の中で、姓の異なる里親からの愛情を受けながら、心豊かに成長している子どもたちもいます。さらに、姓の異なる祖父母から養育され、立派に成長している子どもたちもいるわけです。これらの状況に照らし合わせて考えてみましても、請願者が述べられる同じ姓を名乗る家庭だけが健全な心を持つ子どもを育てていくという要旨からは外れているのではないかと、いうふうに考えます。

次に、請願の理由で、(1)では、夫婦同姓制度について、よりきずなの深い一体感のある夫婦関係、家族関係を築くことのできる進化した制度としてとらえられておりますが、明治以降、家族のあり方、夫婦のあり方、そして親子のあり方、きずなの結び方、また、それぞれの意識などについても大きく変化していることは御承知のとおりでございます。大変、多様化しております。時代とともに変化していくことはごく普通のことであろうというふうに思っております。請願者が述べる、夫婦同姓が普通であり、疑問を覚えることもなく、また不都合を感じない人が多いということは否定はいたしません。しかし、その一方で、不都合だと感じている人がいることも認め合うことではないかというふうに思っております。夫婦同姓が圧倒的多数派であり、普通感覚だという数の論理だけで切り捨てていくのではなくて、選択できる制度として、柔軟に対応していくことこそが制度の進化と言えるのではないかというふうに思っております。また、(2)でも制度を導入することは習慣、社会制度を危うくする。さらに、別姓を望む者は個人の思考や都合を優先する個人主義的な隔たった思想の持ち主として位置づけられておりますし、離婚率の上昇についても別姓に原因があるがのごとき主張がなされておりますけれども、こういうことに関しては、数値で明らかに示されない限り、納得は得られません。また(3)では、夫婦別姓とは親子別姓を意味するということがございます。先ほどの意見にもございました。しかし、夫婦どちらか一方の姓と同一であり、家族がばらばらとは断言できないのではないのでしょうか。さらに、中国や韓国との別姓を例に、我が国の夫婦同姓結婚制度がより進化した結婚制度であるとは、私は言い切れない、理解しがたいというふうに思っております。なぜなら、日本の結婚制度についても、嫁にやる、嫁をもらう、とるというふうな言葉から、家制度に基づく、夫に従属した夫婦関係との意味合いも感じられるわけです。夫婦同姓が明確に中国や韓国より進化した制度とは言いがたいのではないのでしょうか。選択的夫婦別姓制度の導入によって、日本の明治以降の習慣が急速に変化をし、別姓を選択する者が一気にふえるということは、私は想定しがたいと思っております。しかし、成熟した我が国において、必要性を認める声は年々高まっておりますし、多様性を認め合う選択肢を広げることで、より生きやすい日本社会実現のために選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書を提出する理由はないと考えております。以上です。

○議長(柴田裕隆君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(柴田裕隆君) 起立多数であります。よって、22請願第2号は採択することに決しました。

次に、第48号議案の審議を行います。

それでは、第48号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。6番田中保光議員。

○6番（田中保光君） 今回の補正予算は朝倉市の市長の交代によりまして、骨格予算であったということから、これを補完するという意味での6月の補正予算だったというふうに理解をいたしております。そういう関係で、当初予算につきましては、予算編成方針の中で、継続事業的なものは当然に当初予算で上げていくというような方向性で取り組まれてきたところでありまして、私も質疑をいたしました中で、防災行政無線につきましては、繰越明許費が設定されながら事業が進められているというようなことでございます。このことについては、やはり、緊急性を、住民に早く伝えるという意味では、私は急いで事業をやっていくべきだというふうに思っております。そういう意味で、全体的な予算もそうでございますけれども、やはり、円滑な、予算効果が出るような内容で、この事業を、予算を執行していただきたい。そういうことを含めて、賛成の立場で、条件をつけて討論とさせていただきます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時21分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日市長より議案3件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案2件、環境民生常任委員会より意見書案1件、議員より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には連日の御審議まことにありがとうございます。

本日追加提案いたしました3件の議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

まず、第62号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員

日野佳弘の任期が本年7月3日に満了することに伴い、再度同人を朝倉市公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、第63号議案朝倉市固定資産評価員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価員井上隆昭が本年6月30日に退職することに伴い、後任に埴本潔を朝倉市固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、第64号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員小島良子の任期が本年9月30日に満了することに伴い、新たに、藤村君代を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意をいただきますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

なければ、次に意見書案について提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 桑野博明君登壇)

○総務文教常任委員長(桑野博明君) それでは、意見書案第2号及び第3号について、提出者を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました22請願第1号永住外国人地方参政権付与に関する請願書及び一部採択されました22請願第4号30人以下学級の実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書採択のための請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第であります。

何とぞ、ご賛同賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(総務文教常任委員長 桑野博明君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) それでは、意見書案第4号につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました22請願第2号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。

何とぞ、御賛同賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 次に、発議案について、提出者代表の説明を求めます。15番梶原

康嗣議員。

(15番梶原康嗣君登壇)

15番（梶原康嗣君） ただいま議題となりました発議案第2号につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明をいたします。

議員定数の問題につきましては、これまでの間、全議員で検討してきましたので、議員各位におかれましては、その内容につきましてはご存じだと思いますが、若干、経過等を踏まえて御説明いたします。

現在の議員定数につきましては、合併時の3市町によります朝倉市の議会の議員の定数に関する協議書によって22名と定まり、今日まで来ているところであります。しかしながら、合併後4年が過ぎ、市議会議員の改選であります一般選挙を約1年後に控え、地方自治法が規定します議員定数条例を正式に制定すべきではないか。また、これにあわせて、議員の定数につきましても再度検討すべきではないかということから、議員定数等について検討を始めたものであります。

なお、その検討に当たっては、定数及び実施時期を含めて、全員協議会で検討を行っていくことを確認し、協議を始めたところであります。協議は約1年間、今日の社会情勢等を考慮しながら行ったところでございますが、協議においては、合併で広域になったことから議員が少なくなると市民の声が反映されなくなるのではないかと、議会の活性化や改革といったことの議論をまず行うべきではないかと、市の厳しい財政状況を考えると議会側としても行財政健全化の一環として議員定数を削減すべきではないかといった趣旨の意見が出され、協議を重ねたところであります。その結果、最終的には、議員定数に関する社会情勢は定数削減に流れており、近隣市を含め、多くの市においても定数削減が実施されていること、さらには朝倉市の厳しい財政状況をかんがみ、議会側としても行財政健全化の推進に努めるべく、議会改革の一環として、議員定数を減らすべきだという結論から、定数を2名減員して、議員定数を20名とすることに決定したところであります。

なお、その実施時期については、次の一般選挙から実施するものであります。

以上のような合意を踏まえて、発議案第2号として提案させていただきたい次第であります。

皆様方の御賛同を賜り、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

(15番梶原康嗣君降壇)

議長（柴田裕隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第62号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号永住外国人地方参政権付与に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第4号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員定数条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号、第3号及び第4号については、会議規則第35号第2項の規定により、

第62号議案、第63号議案及び第64号議案、並びに発議案第2号については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第62号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採択いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第63号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第64号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第2号永住外国人地方参政権付与に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号朝倉市議会議員定数条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。本件は当連合規約第9条第3項及び附則第3項の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に森田俊介氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました森田俊介氏を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森田俊介氏が福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいまの選挙で当選されました森田俊介氏が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

次に、朝倉市選挙管理委員会委員の選挙を行います。本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員会委員に高倉幾弘氏、手嶋興次氏、栗原静香氏、井上毅氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、朝倉市選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員会補充員に吉田英雄氏、神保博子氏、田中秀喜氏、原野満氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、お手元に配付のとおり、環境民生常任委員長から、委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

環境民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時41分閉会